

摩耶山鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（再指定） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>1 指針</p> <p>(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 平成18年11月1日～平成28年10月31日(10年間)</p> <p>(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>① 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>② 指定目的 当該地域一帯は朝日山系の北端に位置し、標高1019メートルの摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。</p> <p>山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、標高が下がるにつれ、ブナやキタゴヨウ等の天然林が見られる地域で、自然環境が良好に保たれ、山ぶどうを主として餌となる実のなる木も多く、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ、カモシカ等森林鳥獣の良好な生息地になっている。</p> <p>特に、摩耶山の中心地域については、豊かな自然環境が残り、森林鳥獣の格好の生息適地となっていることから、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き、特別保護地区に指定する。</p> <p>・管理方針</p> <p>登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。</p>	<p>1 <u>鳥獣保護区特別保護地区の概要</u></p> <p>(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 <u>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで(10年間)</u></p> <p>2 <u>鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</u></p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定区分</u> 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定目的</u> <u>摩耶山鳥獣保護区は摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。この地域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、小型獣類のヤマネからニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。</u> <u>特に現在特別保護地区に指定している摩耶山の中心地域については、豊かな自然環境が残り、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、東側斜面にはヒメヤシヤブシータニウツギ群落が存在する地域で、鳥獣の良好な生息地になっている。</u> <u>このため、当該区域は、摩耶山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保全を図るものである。</u></p> <p>(3) <u>管理方針</u></p> <p>ア <u>鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</u></p> <p>イ <u>登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。</u></p> <p>ウ <u>農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。</u></p>

2 鳥獣保護区特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 549 ha

内 訳

ア 形態別面積

林 野 547 ha

農耕地 ha

水 面 2 ha

その他 ha

イ 所有者別面積

国有地 549 ha

国有林	林野庁所管 文部科学省所管 (以下所管省庁別に記載)	549 ha	制限林 549 ha	保安林 549 ha	砂防指定地 ha	その他 ha
国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)			ha			
地方公共団体会地	ha	}	県有地	ha		
私有地等	ha		市町村有地	ha		
公有地水面	ha					

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha
		自然環境保全地域普通地区	ha
自然公園法による地域	ha	特別保護地区	ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha
文化財保護法による地域	ha		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置
鶴岡市倉沢地内及び越沢地内

イ 地形、地質等

地形は中起伏山地である。地質は、花崗岩質岩石及び安山岩質火山碎屑岩である。

ウ 植物相の概要

ブナーチシマザサ群落 ヒメヤシヤブシ
ータニウツギ群落

エ 動物相の概要

ヤマネ、ノウサギ、タヌキ、ヒヨドリ、シ
ジュウカラ、セキレイ、ウグイスなどの小鳥
獣からイヌワシ、ニホンザル、カモシカやツ
キノワグマなどの大型鳥獣類が生息する。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ヤマドリ、キジ、オシドリ、キジバト、
ハチクマ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、
クマタカ、イヌワシ、ヤマセミ、コゲラ、

3 鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳
別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置
鶴岡市の摩耶山山頂を中心とした山林地
帯

イ 地形、地質等

地形は中起伏山地である。地質は花崗
岩質岩石、安山岩質火山碎屑岩である。

ウ 植物相の概要

大半は、ブナーチシマザサ群落となってい
るが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物
が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨ
ウークロベ群落、東側斜面はヒメヤシヤブ
シータニウツギ群落が存在する。

エ 動物相の概要

鳥類ではイヌワシ、クマタカを含む17科
29種の生息が確認されており、獣類では小
型のヤマネのほか大型のニホンカモシカや
ツキノワグマなど9科12種の生息が確認さ
れている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

(ヤマドリ、キジ、オシドリ、キジバト、
ホトトギス、ハチクマ、ハイタカ、ノス
リ、サシバ、クマタカ、イヌワシ、ヤマ

<p>アカゲラ、アオゲラ、チゴハヤブサ、カケス、ホシガラス、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ミソサザイ、セグロセキレイ、ホオジロ</p> <p>イ 獣類</p> <p>ニホンザル、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、モシカ、ニホンリス、ヤマネ、ノウサギ</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 なし</p> <p>4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>5 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 鳥獣保護区用制札</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>(2) 特別保護地区用制札</td> <td>5本</td> </tr> <tr> <td>(3) 案内板</td> <td>3基</td> </tr> </table>	(1) 鳥獣保護区用制札	10本	(2) 特別保護地区用制札	5本	(3) 案内板	3基	<p>セミ、<u>アカショウビン</u>、コゲラ、アカゲラ、アオゲラ、チゴハヤブサ、カケス、ホシガラス、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、<u>メボソムシクイ</u>、ミソサザイ、セグロセキレイ、ホオジロ)</p> <p>イ 獣類</p> <p><u>別表3のとおり</u> (ニホンザル、<u>ホンドタヌキ</u>、<u>ホンドキツネ</u>、<u>ホンドテン</u>、<u>ホンドイタチ</u>、<u>ニホンアナグマ</u>、<u>ツキノワグマ</u>、<u>ハクビシン</u>、<u>ニホンカモシカ</u>、<u>ニホンリス</u>、<u>ヤマネ</u>、<u>トウホクノウサギ</u>)</p> <p>(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 特になし</p> <p>5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 鳥獣保護区<u>特別保護地区</u>の指定及び維持管理に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>特別保護地区用制札</td> <td>5本(0)</td> </tr> </table> <p>※()内の数値は既設の本数</p>	特別保護地区用制札	5本(0)
(1) 鳥獣保護区用制札	10本								
(2) 特別保護地区用制札	5本								
(3) 案内板	3基								
特別保護地区用制札	5本(0)								